

1	前提:対象サービス・サービス規模について
---	----------------------

Q1	貴社又は貴社の関連会社が直近で把握している日本国内における平均月間アクティブユーザー数が1,000万人以上であるソーシャルネットワーキングサービスその他交流型のプラットフォームサービス(以下「SNS等」という。)(他のサービスに付随して提供されるSNS等を除く。)のサービス名(以下「対象サービス」という。)について、御教示下さい。
	X

Q2	広告出稿時の事前審査等について(総務省要請 記1関係)
----	-----------------------------

Q2-1	総務省要請の記1①を踏まえ、広告の事前審査基準を新たに策定した場合、次の3点を御教示下さい。 なお、当該要請前に、既に当該基準を策定していた場合は、Q2-2を御回答下さい。
Q2-1-1	広告の事前審査基準の名称及び当該基準の公表 URL
Answer	すでに広告の事前審査基準等を設けており、今回新たに策定したものはございません。
Q2-1-2	広告の事前審査基準の内容の概要(当該基準により広告の掲載を認めない内容等)
Answer	すでに広告の事前審査基準等を設けており、今回新たに策定したものはございません。
Q2-1-3	広告の事前審査基準の見直しの時期
Answer	すでに広告の事前審査基準等を設けており、今回新たに策定したものはございません。
Q2-2	総務省要請前に、既に広告の事前審査基準を策定していた場合、当該要請の記1①を踏まえた対応について、次の3点を御教示下さい。
Q2-2-1	広告の事前審査基準の名称及び当該基準の公表 URL
Answer	X広告ポリシー:Xでは、プラットフォーム上でプロモーションされるすべてのコンテンツに適用されるさまざまな <a href="#">ポリシー</a> があります。これには、広告が詐欺的または詐欺的な行動と関連するコンテンツを促進しないようにするための、 <a href="#">広告品質ポリシー</a> および <a href="#">虚偽のコンテンツや詐欺的コンテンツポリシー</a> への準拠が含まれます。  広告主のオンボーディング:Xは、広告エコシステムに参加するすべての新規広告主をレビューし、広告ポリシーに準拠し、正規品で非偽造の商品またはサービスを提供していることを確認します。特定の規制された広告カテゴリーについては、広告主に対して、 <a href="#">事前認可フォーム</a> を通じて適切なライセンス文書を提出し、追加の制限を遵守することを要求します。  なお広告のみならずランディングページも広告審査の対象となります。また広告審査はマシンラーニングアルゴリズムと人間によるレビューの組み合わせを利用します。
Q2-2-2	既存の広告の事前審査基準の実効性を確認し、対応が不十分な点を踏まえた当該基準の改訂内容

Answer	2024年3月22日(米国時間)より、Xの健全性、および広告品質を高めるために、 <a href="#">金融商品・サービス</a> 、および <a href="#">賭博関連コンテンツ</a> の広告審査について広告掲載前の目視審査を強化致しました。これはなりすましなどの違反広告に対処するための弊社グローバル全体での取り組みとなります。 このアップデートにより、金融商品・サービス、および賭博関連コンテンツのプロモーションに対する広告単位の日視審査を行う頻度が増加いたしました。
Q2-2-3	広告の事前審査基準の見直しの時期
Answer	必要に応じて見直しを行います。
Q2-3	総務省要請の記1②を踏まえた対応について、次の6点を御教示下さい。
Q2-3-1	なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態の把握方法
Answer	<p>広告作成時において、マシンラーニングモデル、ビジネスロジック、拒否リスト用語を用いたいくつかの積極的な措置を採用することで、悪質な広告を検出するようシステムが設定されています。拒否リスト用語は、プロモーション投稿でのコンテンツの表示を制限します。広告レビュー拒否リストに用語が追加されると、その用語やフレーズを言及しているプロモーションコンテンツは自動的にレビューホールド状態になり、進行する前に人間によるレビューが必要になります。また、システムの検出がきちんと機能しているか確認するために人間によるダブルチェックを行います。検出された広告は、当社の広告ポリシーに従って停止または制限されます。</p> <p>広告主がX Adsを使用してコンテンツをプロモーションすることを選択した場合、そのアカウントとコンテンツは品質と安全基準を確保するための<a href="#">レビュープロセス</a>を通過します。広告ポリシーに準拠しているかどうかを確認するために、マシンラーニングアルゴリズムと人間によるレビューの組み合わせを利用します。</p> <p>その他ユーザーからのレポートも把握における重要なシグナルとなります。</p>
Q2-3-2	上記により把握した、なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態の概要
Answer	現時点では、該当情報をご提供することはできません。
Q2-3-3	なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態を踏まえ、当該手口・実態に応じた審査を実施するための対応の内容(例えば、「クローズドチャットを遷移先としたなりすまし型「偽広告」など特定の手口が多発している場合は、審査において取り扱わないこととしている」といった内容等)
	※ 詐欺の手口・実態等を踏まえた広告の事前審査について、要請において例示した「クローズドチャットを遷移先として設定した広告を原則として取り扱わない」方法を採用しなかった場合には、その理由を併せて御教示下さい。
Answer	Xは、プロモーションコンテンツにおいて誤解を招くリンクの使用を全世界的に禁止しています。 <a href="#">広告品質ポリシー</a> では、ランディングページは機能するページへのリンクであり、すべての広告ポリシーに準拠する必要があります。
Q2-3-4	なりすまし型「偽広告」では、著名人等の画像が用いられているものが多いところ、審査の中で、肖像使用の許諾を確認している場合は、その内容
Answer	なりすまし型「偽広告」の探知に際しては様々なシグナルを用いております。肖像使用の許諾単体では確認しておりません。
Q2-3-5	なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態を踏まえた審査により、掲載を認めなかった広告の件数(件数の回答に当たっては、例えば、「クローズドチャットが遷移先として設定されていたため、●件の広告の掲載を認めなかった」など、可能な限り、理由とともに件数を御回答ください。)
Answer	現時点では、該当情報をご提供することはできません。
Q2-3-6	今後、なりすまし型「偽広告」を端緒とした詐欺の手口・実態を踏まえ、審査方法の見直しを行う際の契機や基

	本的な考え方
Answer	必要に応じて見直しを行います。
Q2-4	総務省要請の記1③を踏まえた対応について、次の2点を御教示下さい。
Q2-4-1	総務省要請の記1①の対応を確実に実施するための事前審査体制の整備状況(日本語並びに日本の社会、文化及び法令を理解する者の配置状況やAI等技術の利用状況など)とその公表 URL
Answer	Xはプラットフォームのトレンドを積極的に監視し、将来の主要イベントの最新カレンダーを常に更新しています。これは、広告レビューの案件が急増する可能性に備えて、適切なタイミングで十分なエージェントのカバレッジとサポートを確保するためです(例: イベントのピーク時に追加のエージェントを配置)。私たちの広告レビューモデレーションチームには、日本人モデレーターを含む、さまざまな民族や背景を持つモデレーターが含まれています。
Q2-4-2	上記(1)の体制において、なりすまし型「偽広告」など問題のある特定の種類の広告が今以上に増加した場合にも適正な対応が可能となるよう実施している工夫(例えば、対応人員を迅速に増加させられるような人事制度上の工夫、AI等技術の迅速なチューニングを可能にするような技術上の工夫など)があれば、その具体的内容
Answer	ここで詳細については情報をご提示することはできませんが、様々なトレンドを確認し対応するための体制をとっております。
Q2-5	総務省要請の記1④を踏まえた対応について、次の3点を御教示下さい。
Q2-5-1	当該要請以降に、なりすまし型「偽広告」によってなりすまされた被害者(その法定代理人を含む。以下同じ。)から通報があった場合における当該被害者の人数
Answer	現時点では、該当情報をご提供することはできません。
Q2-5-2	当該通報以降、なりすまし型「偽広告」の事前審査で強化した内容
Answer	すでに広告の事前審査基準や体制を設けており、今回新たに策定したものはございません。
Q2-5-3	当該通報以降、当該被害者に関するなりすまし型「偽広告」として掲載しなかった広告の件数
Answer	現時点では、該当情報をご提供することはできません。
Q2-6	総務省要請の記1⑤を踏まえた対応について、次の3点を御教示下さい。
Q2-6-1	総務省要請前に実施していた事前審査における広告主(出稿する広告の内容を最終的に決定する権限を有する主体をいう。以下同じ。)の本人確認(本人確認書類の確認等を通じた身元確認と、当該身元確認済みの本人による広告出稿であることについての本人認証の双方を含む。以下同じ。)の方法(広告主の属性や出稿内容により、通常よりも厳格な本人確認を行う場合があったときは、当該厳格な本人確認の方法及びその適用条件を含む。また、身元確認の際に本人確認書類の提出を求めていた場合は、その内容を含む。)  なお、広告主以外の第三者(広告代理店など)による広告出稿に関し、広告主の本人確認とは別途、当該第三者の本人確認を行っていたときは、当該第三者の本人確認の方法もご回答ください。また、広告主の本人確認を当該第三者に委ね、貴社として独自に広告主の本人確認を行っていなかった場合は、当該第三者による広告主の本人確認が十分であることの確認方法を御回答ください。
Answer	一部の規制された広告ポリシー領域ではID確認が実施されます。詳細については、この <a href="#">リンク</a> をご参照ください。
Q2-6-2	総務省要請後、上記(1)の方法やその実効性を検証し、対応が不十分な点を踏まえた改善を行った場合、当該改善の具体的内容
Answer	今回新たに策定したものはございません。

Q2-6-3	上記(2)の改善の結果、改善後に掲載を認めなかった広告のうち、改善前の本人確認方法であれば掲載を認めていたと思われるものの件数
Answer	現時点では、該当情報をご提供することはできません。

Q3	なりすまし型「偽広告」の削除等について(総務省要請 記2関係)
----	---------------------------------

	総務省要請の記2を踏まえた対応について、次の点を御教示下さい。
Q3-1	自らが提供する SNS 等において流通するなりすまし型「偽広告」に関する、利用規約等を踏まえた対応状況
Answer	私たちは、広告主がX Adsプラットフォームをポリシーに違反する方法で使用した場合、その広告主をプラットフォームから除外します。Xでは、ユーザーがX Adsポリシーの違反を疑う行為(例えば詐欺や不正行為)を報告することができます。ユーザーの報告が一定の閾値を満たす広告は、当初システムまたは人によって承認されていたとしても、二次レビューのためにレビューチームに自動的に送り返されます。また、特別なカテゴリを使用したプロファイリングに基づいてユーザーに広告を表示しないようにします。さらに、「この広告が表示されている理由」という説明機能を通じて、広告がどのように選択され、ユーザーに配信されるかについての透明性を提供しています。
Q3-2	なりすまされた被害者からの削除申出を受け付ける方法の具体的内容及び当該方法を公表しているページのURL
Answer	なりすましに関しては、この目的のためだけに設けられた報告ページがあります。 <a href="https://help.x.com/ja/forms/authenticity/impersonation">https://help.x.com/ja/forms/authenticity/impersonation</a>
Q3-3	なりすまし型「偽広告」について、なりすまされた被害者から削除申出を受けた際の対応状況(申出を受けてから判断を行うまでの期間や、判断を行った申出者に対する通知の実施状況を含む。)
Answer	現時点では、該当情報をご提供することはできません。
Q3-4	削除等の実施に関する基準のうち、なりすまし型「偽広告」に係る基準及び当該基準を公表しているページのURL
Answer	X広告ポリシー:Xでは、プラットフォーム上でプロモーションされるすべてのコンテンツに適用されるさまざまなポリシーがあります。これには、広告が詐欺的または詐欺的な行動と関連するコンテンツを促進しないようにするための、 <a href="#">広告品質ポリシー</a> および <a href="#">虚偽のコンテンツや詐欺的コンテンツポリシー</a> への準拠が含まれます。
Q3-5	なりすまし型「偽広告」に係る削除の申出件数及び実施件数
Answer	現時点では、該当情報をご提供することはできません。
Q3-6	なりすまし型「偽広告」に係るアカウント停止の申出件数及び実施件数
Answer	現時点では、該当情報をご提供することはできません。
Q3-7	削除等の対応に当たる人的・技術的体制(特に、削除等の対応に当たる人材のうち日本語を理解する者の人数)
Answer	現時点では、該当情報をご提供することはできません(口頭にてフォローアップ予定)。

Q4	その他
----	-----

Q4-1	以上の御回答のほか、なりすまし型「偽広告」の流通を防止するために、貴社が実施している取組や今後実施予定の取組等(例えば、詐欺と疑わしいリンクが表示されている場合は、ポップアップで警告を表示させるようにした等)がございましたら、その内容をご回答ください。
Answer	

